

三朝町地域防災計画(令和6年度修正)の修正について【概要】

三朝町総務課危機管理局

1 計画の位置付け

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第14項に基づき、三朝町防災会議が策定するものであり、県、市町村その他の関係機関等の防災対策上処理すべき事務又は業務について広く定め、これらの総合的運営を図る基本計画となるものです。

2 修正の背景

本町では、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・振興対策等を総合的・計画的に推進し、町民生活へ重大な影響を及ぼすおそれのある災害に適切に対処するため、災害対策法に基づき、「三朝町地域防災計画」を作成しています。

この度、令和6年1月の能登半島地震や令和5年台風第7号等の災害で得られた教訓、その他新たな知見等を地域防災計画へ反映させることにより、防災対策の更なる充実強化を図るため、三朝町地域防災計画を修正しました。

3 修正の概要

(1) 計画構成と修正の有無（構成に変更はありません）

区 分	修正の有無	備考（修正理由）
災害予防編	有	県計画との整合・時点修正等
災害応急対策編	有	〃
震災対策編	有	〃
風水害対策編	有	〃
雪害対策編	無	
原子力災害対策編	無	
資料編	有	時点修正等

(2) 主な修正内容等 ※修正内容の詳細については別紙を参照ください。

三朝町地域防災計画の修正内容について

【主な修正内容】

1 能登半島地震等を踏まえた見直し

(1) 初動対処体制の強化

【能登半島地震における課題・教訓】

- ・道路が寸断され、被害情報の入手に支障が出た。
- ・情報不足、道路断絶により救援隊の進出や活動に支障が出た。
- ・孤立集落状況の全容を把握するのに時間を要した。

【課題等に対応した修正】

- 応援体制の強化 [災害予防編 第4部第3章「自治体の広域応援体制の整備」
[災害予防編 第4部第5章「応援・受援計画」
 - ・大規模災害時の広域応援についての体制整備 P24
 - ・大規模災害時における他団体等との応援・受援体制の整備 P29
- 共助活動の推進 [災害予防編 第4部第4章「消防活動体制の整備」
 - ・消防団の救出活動能力の向上(デジタル技術の活用を含めた消防団員の人材育成) P26
- 孤立集落対策 [災害予防編 第5部第4章「孤立予想集落対策の強化」]
 - ・孤立可能性集落の修正及び事前伐採の推進 P40
- 航空機及び被害情報調査等へのドローンの活用
[災害予防編 第7部第4章「航空機活用体制の整備」]
 - ・ヘリコプターの地上支援体制(受入体制)及びドローンの活用体制の整備 P54
[災害応急対策編 第5部第3章「孤立発生時の応急対策」]
 - ・孤立発生時の状況把握や応急対策を実施し、迅速な情報共有や対策協議を行う P129
- 遺体安置所の確保、安否不明者等の位置情報の取得、氏名等公表
[災害予防編 第6部第2章「捜索、遺体対策及び埋葬体制の整備」]
 - ・遺体安置所、埋葬所及び火葬場等の確保 P49
[災害応急対策編 第6部第3章「捜索、遺体対策及び埋葬」]
 - ・救助機関による安否不明者の位置情報取得について明記 P133
 - ・遺体検視場所の確保について明記 P134
- 緊急輸送ルート確保のための道路啓開
[災害応急対策編 第7部第2章「交通路線の確保」]
 - ・交通路線の確保について新規に孤立状況の早期把握等の項目を明記 P137

(2) 災害関連死の防止（避難所環境の整備、福祉的支援の充実・強化）

【能登半島地震における課題・教訓】

- ・上下水道施設の損壊、長期の断水により、トイレ・炊事・入浴などに支障が生じ、衛生健康状態の悪化、避難生活の長期化につながった。
- ・長時間の孤立が発生し、食料や飲料水の不足、精神的な不安など住民への多大な負担が発生した。
- ・多くの施設で断水などのインフラ被害が発生し、物資や職員等の被災などもあり、被災者へのケアが行き届かない状況が長期化した。
- ・多数の住家が倒壊し、がれきなどの災害廃棄物が大量に発生し、復旧の支障となった。

【課題等に対応した修正】

- 災害廃棄物対策 [災害予防編 第9部第2章 「障害物の除去体制の整備」]
 - ・県・市町村で連携した訓練等を行い、災害廃棄物処理計画の実効性を高めるよう努める。 P58
- 断水対策 [災害予防編 第15部第1章 「ライフライン対策の強化」]
 - ・災害時の初動対応訓練の実施等により、災害時の応急復旧、広域応援体制の強化を図る。 P70
 - ・「災害時登録井戸」の登録・普及を図る。 P70
- 避難所の生活・保健衛生環境の整備
 - [災害予防編 第8部第1章 「物資の備蓄及び調達体制の整備」]
 - ・支え愛避難所等への物資備蓄（地域分散型備蓄） P55
 - [災害応急対策編 第5部第2章 「避難所等の開設運営」]
 - ・大規模災害時の早期の避難所の開設と環境向上の実施、避難者の良好な環境への移行の方針を明記 P127
 - [災害応急対策編 第9部第1章 「トイレ対策」]
 - ・広域調整によるトイレ環境の向上（トイレカー等の供給要請） P143
- 要配慮者対策 [災害応急対策編 第5部第2章 「避難所等の開設運営」]
 - ・良好な生活環境の確保が困難な場合、避難所以外の施設への早期移行を図る。 P128
- 避難者の食事面での健康維持 [災害応急対策編 第8部第1章 「食料の供給」]
 - ・避難者の健康維持のため、バランスの取れた食事、適温食の提供等、質の確保に配慮する。 P139

(3) 建築物の耐震化、複合的な災害への備えの充実・強化

【能登半島地震における課題・教訓】

- ・高齢化率の高い地域で住宅耐震化が進んでおらず、家屋倒壊での死亡、負傷が発生。
- ・輪島市で電気に起因したと考えられる大規模火災が発生。

【課題等に対応した修正】

- 耐震ケースマネジメント等による住宅耐震化の促進
[震災対策編 第1部第4章 「耐震化の推進」]
 - ・訪問等により個々人の課題を把握し、専門家を派遣する耐震ケースマネジメントによる住宅耐震化を促進 P192
- 通電による火災対策
[震災対策編 第3部第3章 「地震災害に強いまちづくりの推進」]
 - ・感震ブレーカーの設置を促進 P191

2 令和5年台風第7号等を踏まえた見直し

- 県民への啓発・注意喚起 [風水害対策編 第1部第1章 「風水害等予防対策」]
 - ・大雨予想時の早期注意喚起、冠水時の対処法の啓発等の情報提供を行うよう努める。 P196
- ダムの緊急放流時の適切な避難 [風水害対策編 第1部第2章 「水防計画(予防)」]
 - ・ホームページ等でわかりやすくダム情報を発信し、ダムに関する理解を深めるよう努める。 P202

3 国防災基本計画（令和6年6月修正）等を踏まえた修正

- 車中泊避難者への支援を強化 [災害予防編 第5部第1章 「避難所等確保計画」]
 - ・車中泊避難を行うためのスペース設置や車中避難における留意点等の情報発信 P31

4 その他

- 組織体制計画 [災害応急対策編 第2部第1章 「組織及び体制」]
 - ・大規模災害発生時における議会への対応 P87
- 災害ケースマネジメントの実施 [災害応急対策編 第14部第1章 「生活再建対策」]
 - ・災害ケースマネジメントによる被災者の生活復興支援 P168
- 損壊家屋への迅速な対応 [災害応急対策編 第9部第2章 「障害物の除去」]
 - ・損壊家屋の解体・撤去の実施方法について明記 P145
- ボランティア等の受入体制の整備
[災害予防編 第10部第2章 「NPO・ボランティア受入体制の整備」]
 - ・ボランティアが活動する拠点となる滞在場所等の確保 P61

- 関係機関との協定の締結及び解除〔資料編 第1表「防災協定等」〕
 - ・「災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定」の追加
 - ・「災害時における被災者等に対する入浴支援に関する協定」の解除
- 資料編における時点修正等〔資料編 全般〕
 - ・施設・設備等に係る時点修正等
 - ・警報・注意報の基準値見直しに係る修正

※その他所要の修正及び文言等の軽微な修正を合わせて行うものとする。